



東証の独立役員制度の概要等について

2020年4月2日
株式会社東京証券取引所
執行役員 青 克美

■ 独立役員制度の創設（2009年）

- ✓ 上場会社が行った第三者割当による資金調達等において一般株主の利益を著しく損なう事例が発生し、**内外の投資者から我が国上場会社のガバナンスに強い懸念**が表明
- ✓ **独立性の高い社外取締役・社外監査役を活用したガバナンス強化**に言及した金融庁「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」及び経済産業省「企業統治研究会報告書」が公表（2009年6月）

⇒ **これらの状況を踏まえ、東証において2009年12月に独立役員制度を創設**

有価証券上場規程第436条の2（独立役員の確保）（抄）

上場内国株券の発行者は、**一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役）を1名以上確保**しなければならない。

■ 独立役員制度創設の意義

- ✓ **一般株主の利益**は影響力（議決権）の小ささゆえに、上場会社の経営において軽視されるおそれがあるが、**証券市場に対する信頼性向上の観点からは、適切に保護することが必要**
- ✓ 一般株主の利益は、上場会社の利益と一致するのが通常であって、**一般株主の利益に配慮した経営が行われることは、上場会社が企業価値の持続的な向上を目指すうえで極めて重要**

■ 独立役員に期待される役割の公表（2010年）

- ✓ 上場会社の意思決定プロセスにおいて、一般株主の利益に配慮する観点から、発言機会を求め、必要な問題点等の指摘を行い、そうした問題意識が取締役会に出席する他のすべての役員に共有され、そのうえで取締役会などにおける判断が行われるように努めるなど、**一般株主の利益保護のために行動すること**（東京証券取引所「独立役員に期待される役割」）
- ✓ 上場会社には、情報伝達体制や社内部門との連携など、**独立役員が期待される役割を果たすための環境整備**を要請

■ 独立社外取締役選任に係る努力義務の新設（2014年）

- ✓ 経営者に対する監督については、取締役会における議決権を有し、経営者から独立した立場で、業務執行全般の監督を行うことができる社外取締役の機能を活用すべきであるとの指摘
- ✓ 平成二十六年改正会社法の議論において社外取締役の選任義務付けについて検討。コンセンサスが得られず最終的には見送られたものの、要綱の附帯決議において、**「金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある」**旨が明示

⇒ **附帯決議を踏まえ、東証において2014年2月に独立社外取締役選任に係る努力義務を新設**

有価証券上場規程第445条の4（取締役である独立役員の確保）

上場内国株券の発行者は、**取締役である独立役員**を少なくとも**1名以上確保**するよう**努めなければならない**。

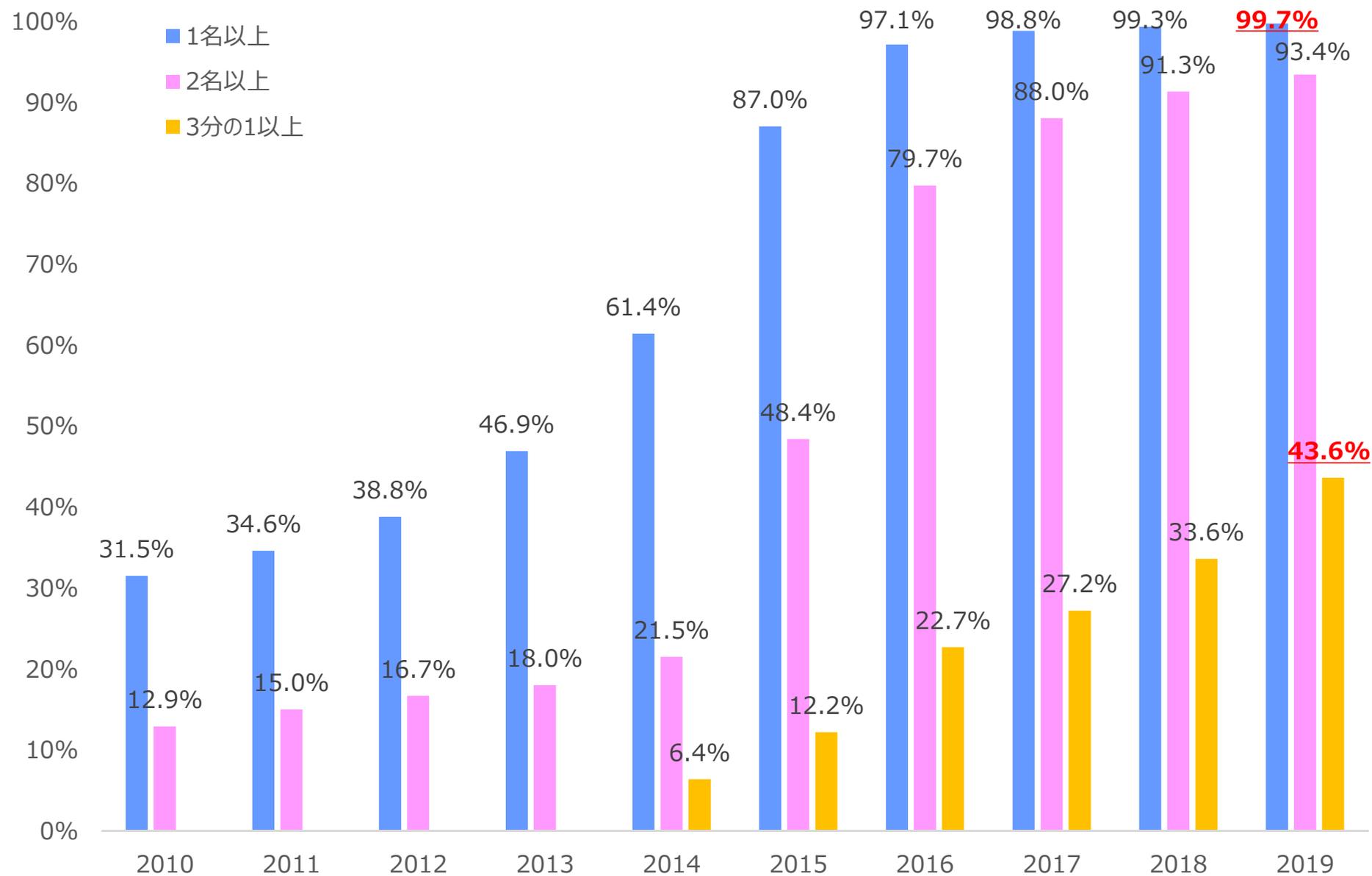
■ コーポレートガバナンス・コードの策定（2015年）

- ✓ 政府の成長戦略を踏まえ、「攻め」のガバナンスを通じた中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・コードを策定
- ✓ 独立社外取締役を、不祥事防止だけでなく、中長期的な企業価値の向上の実現に積極的に活用していくべきとの方向性を示した

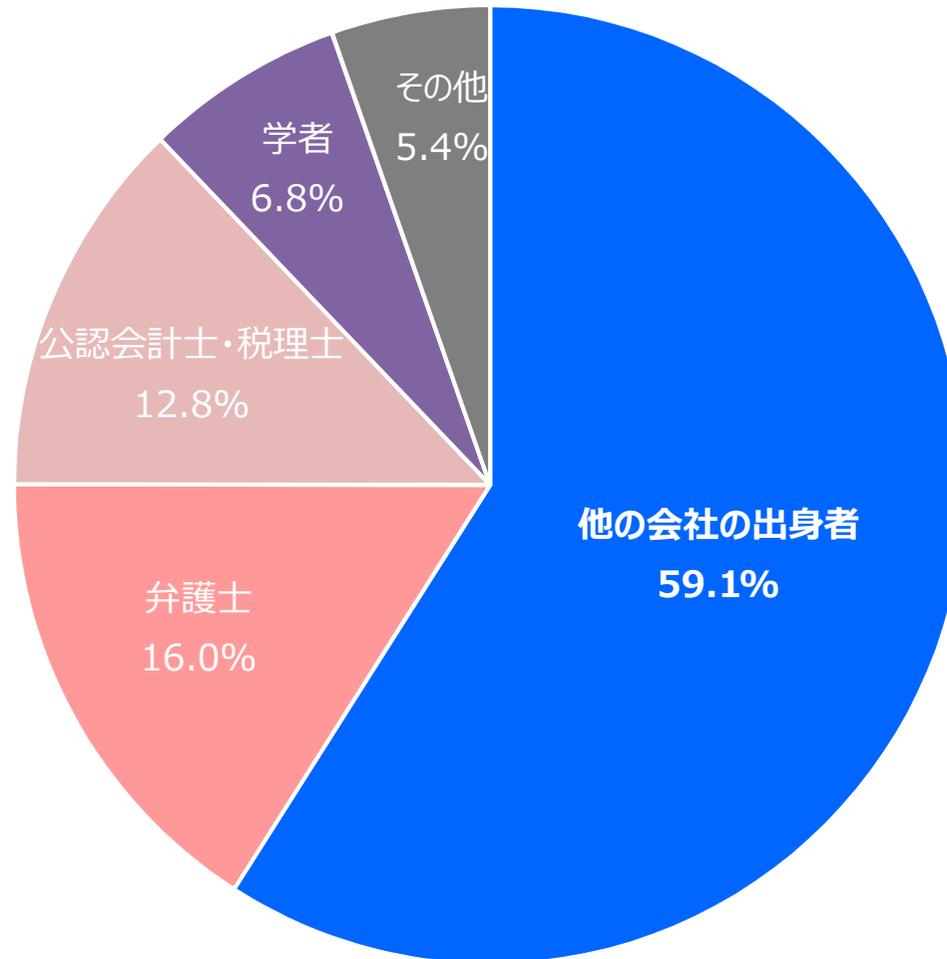
コーポレートガバナンス・コード原則4-8（独立社外取締役の有効な活用）

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような**資質を十分に備えた独立社外取締役**を少なくとも**2名以上選任すべき**である。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、**少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社**は、上記にかかわらず、**十分な人数の独立社外取締役を選任すべき**である。

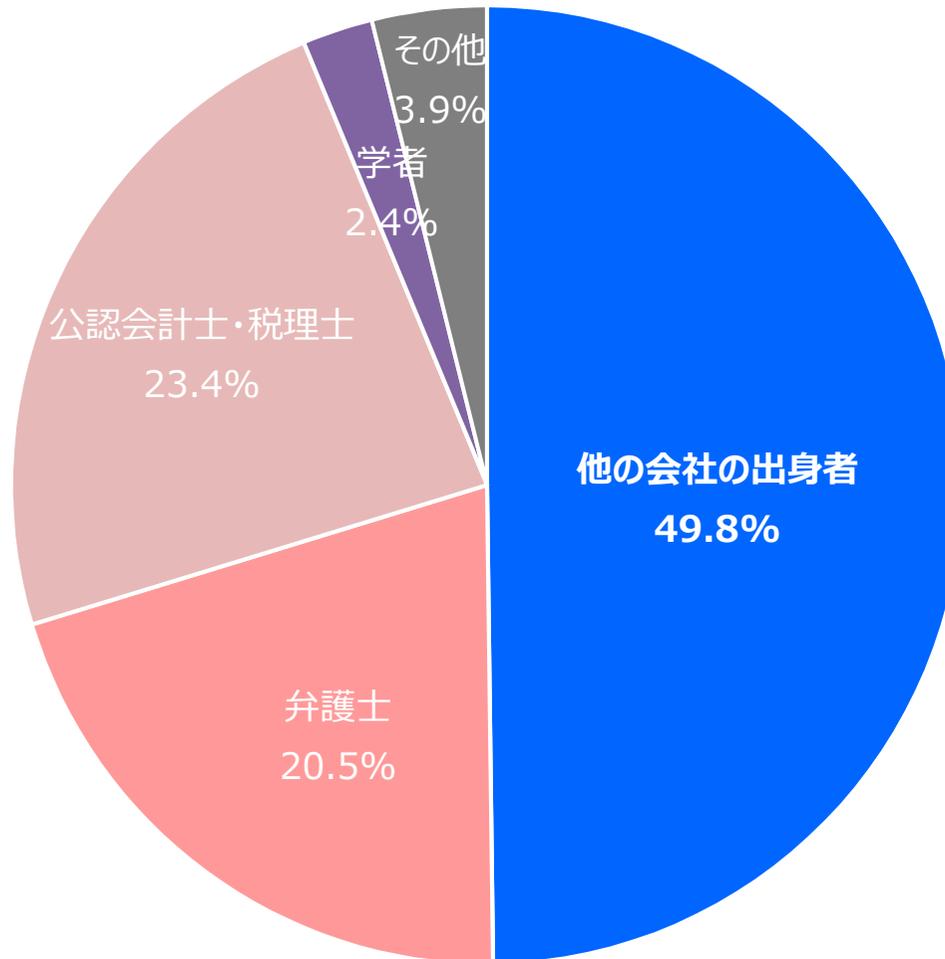
独立社外取締役の選任状況の推移（市場第一部）



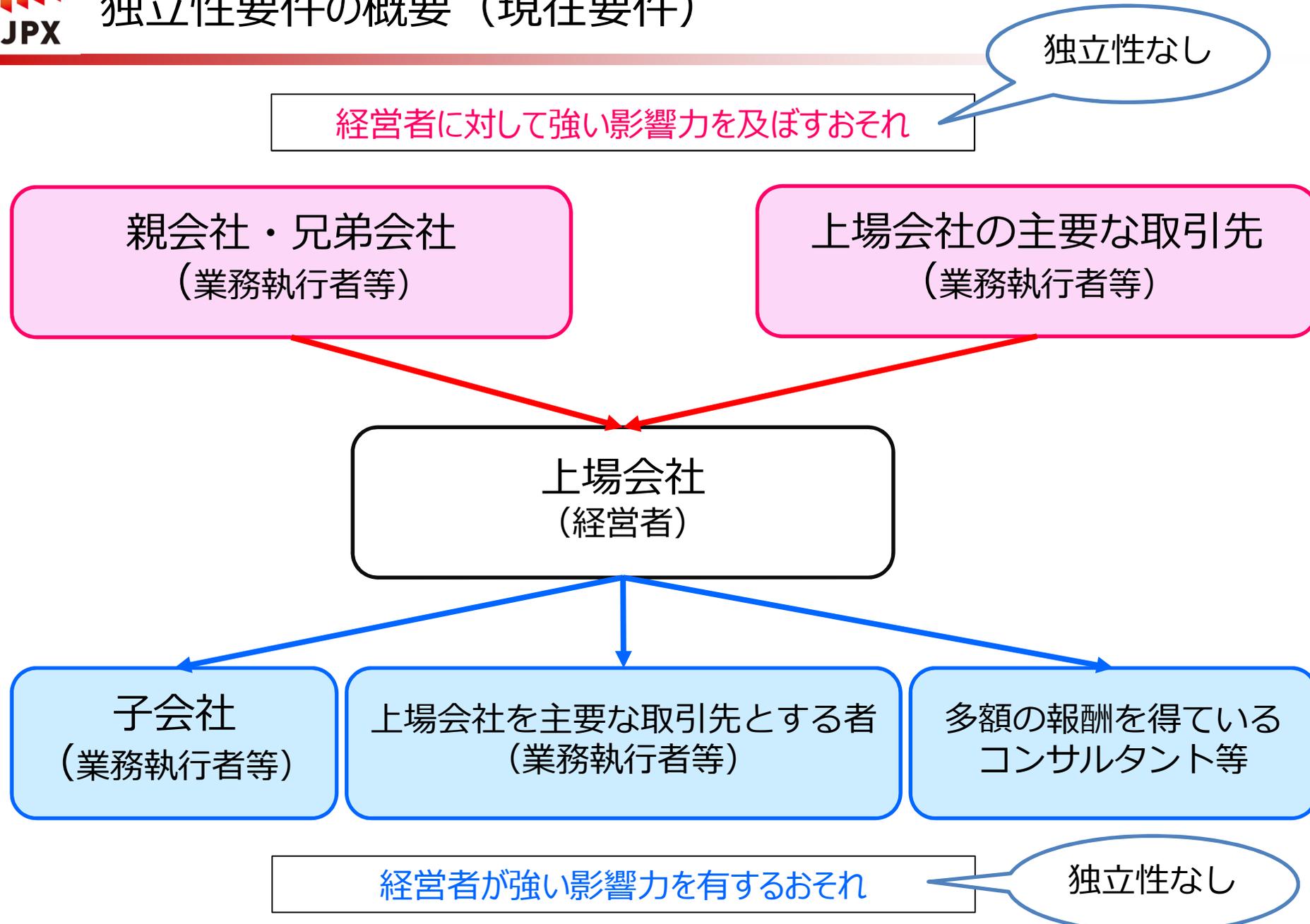
(参考) 独立社外取締役の属性



(参考) 独立社外監査役の属性

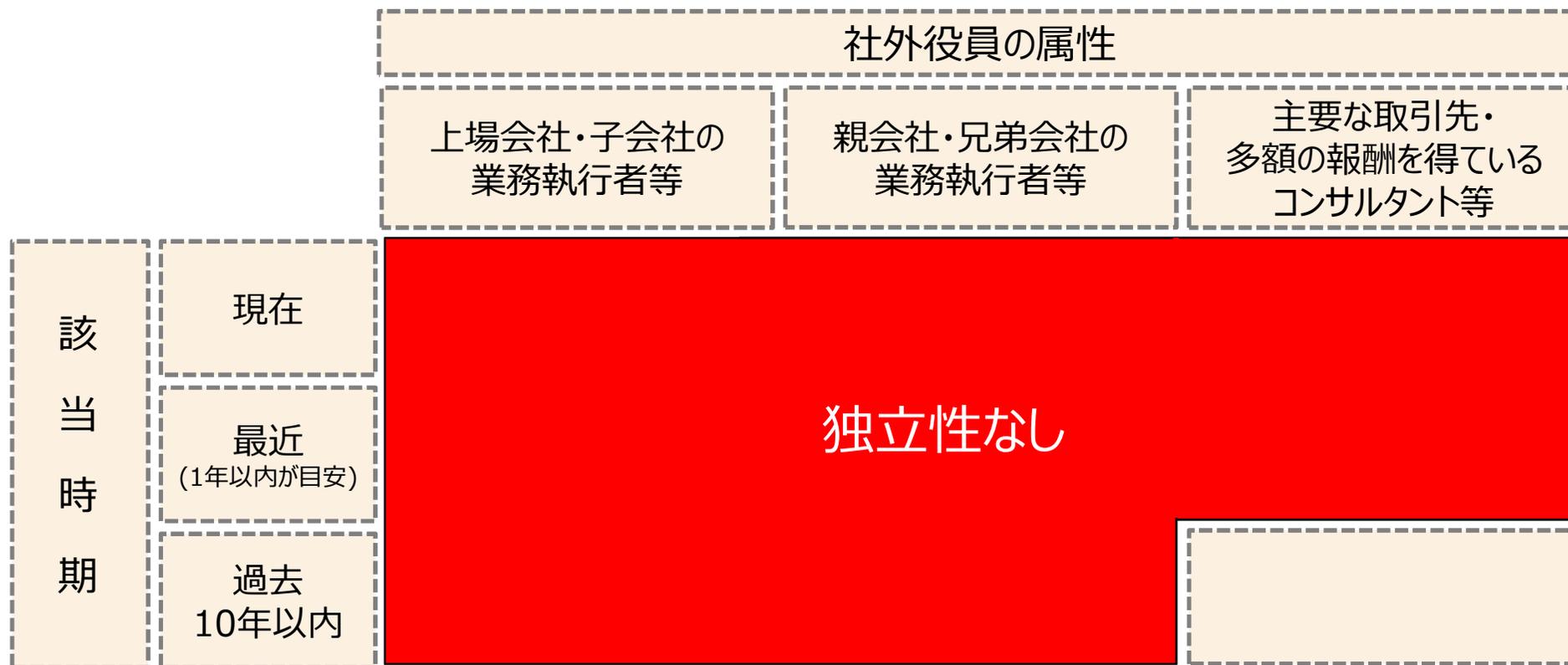


独立性要件の概要（現在要件）





独立性要件の概要（過去要件）



CGコード原則 4-7 (独立社外取締役の役割・責務)

上場会社は、**独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待される**ことに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、**自らの知見に基づき**、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの**助言を行うこと**
- (ii) **経営陣幹部の選解任**その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、**経営の監督を行うこと**
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の**利益相反を監督すること**
- (iv) 経営陣・支配株主から**独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること**

- ✓ 独立社外取締役は、株主総会において**株主からの付託を受けて選任された者**
- ✓ 経営者から独立した立場のもと、**株主共通の利益の実現に向けた経営**が行われるよう、**経営者を意識付け、後押しするとともに、経営や利益相反の監督を行うことが重要**

ステップ	検討事項	場面
1	自社の取締役会の在り方を検討する	社外取締役の要否等や、求める社外取締役像を検討する場面
2	社外取締役に期待する役割・機能を明確にする	
3	役割・機能に合致する資質・背景を検討する	
4	求める資質・背景を有する社外取締役候補者を探す	社外取締役を探し、就任を依頼する場面
5	社外取締役候補者の適格性をチェックする	
6	社外取締役の就任条件（報酬等）について検討する	
7	就任した社外取締役が実効的に活動できるようサポートする	社外取締役が就任し、企業で活躍してもらう場面
8	社外取締役が、期待した役割を果たしているか、評価する	社外取締役を評価し、選解任を検討する場面
9	評価結果を踏まえて、再任・解任等を検討する	

出所：経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」別紙2